2012年日本政府年次報告 「船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量表示に関する条約」 (第27号)

(2009年6月1日~2012年5月31日)

- 1. 質問 I、IV及び V について 前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 2. 質問Ⅱについて

【2010年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

ご指摘の「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、同ガイドライン策定後も、関係団体に同ガイドラインを周知徹底する等の措置を講じており、国際海上コンテナの安全輸送の取組を強化している。

また、コンテナ輸送に従事する労働者については労働安全衛生法に基づく法的措置や同法第6条の規定に基づき策定された第11次労働災害防止計画(2008年~2012年)等に基づき行われる、港湾督励巡視における指導等を通じて、災害発生率の高い事業場について業種の実態等を踏まえた労働災害防止対策を推進し、港湾貨物運送業種に対する労働災害防止の促進を図っている。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中、「2009」を「2012」に、「3,939」を「3,977」に、「384」を「385」に改める。

4. 質問Ⅵについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会 (労働者団体) 日本労働組合総連合会